七　天井面構成部材に天井面の段差その他の地震時に有害な応力集中が生ずるおそれのある部分を設けないこと。

八　吊り長さは、三メートル以下とし、おおむね均一とすること。

九　斜め部材（ＪＩＳ　Ｇ三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）―二〇一〇、ＪＩＳ　Ｇ三三二一（溶融五十五％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）―二〇一〇又はこれと同等以上の品質を有する材料を使用したものに限る。）は、二本の斜め部材の下端を近接してＶ字状に配置したものを一組とし、次の表に掲げる式により算定した組数以上を張り間方向及びけた行方向に釣合い良く配置しなければならない。ただし、水平方向に同等以上の耐力を有することが確かめられ、かつ、地震その他の震動及び衝撃により天井に生ずる力を伝達するために設ける部材が釣合い良く配置されている場合にあっては、この限りでない。

式	$n=\dfrac{kW}{3\alpha B}\cdot\gamma\cdot L_b^3$

この式において、n、k、W、α、B、γ及びL_bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　二本の斜め部材から構成される組数

k　天井を設ける階に応じて次の表に掲げる水平震度

	天井を設ける階	水平震度
(一)	0.3（2N＋1）を超えない整数に一を加えた階から最上階までの階	2.2r
(二)	(一)及び(三)以外の階	1.3r
(三)	0.11（2N＋1）を超えない整数の階から最下階までの階	〇・五

この表において、Nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N　地上部分の階数

r　次に定める式によって計算した数値

$$r=\min\left[\frac{1+0.125\,(N-1)}{1.5},\,1.0\right]$$

W　天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量（単位　キロニュートン）

α　斜め部材の断面形状及び寸法に応じて次の表に掲げる数値

	断面形状	寸法（単位　ミリメートル）			α
		高さ	幅	板厚	
(一)	溝形	三八	一二	一・二	〇・七八五
(二)		三八	一二	一・六	一・〇〇〇
(三)		四〇	二〇	一・六	四・三六一
(四)	その他の断面形状又は寸法				I／0.108

この表において、Iは次の数値を表すものとする。

I　当該断面形状及び寸法の斜め部材の弱軸周りの断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

B　斜め部材の水平投影長さ（単位　メートル）

γ　斜め部材の細長比に応じて次の表に掲げる割増係数

細長比	割増係数
λ＜130の場合	$\left\{\dfrac{18}{65\left(\dfrac{\lambda}{130}\right)^2}\right\}\left\{\dfrac{\frac{3}{2}+\frac{2}{3}\left(\dfrac{\lambda}{130}\right)^2}{1-\frac{2}{5}\left(\dfrac{\lambda}{130}\right)^2}\right\}$
λ≧130の場合	一

この表において、λは斜め部材の細長比を表す。

L_b　斜め部材の長さ（単位　メートル）

十　天井面構成部材と壁、柱その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの（構造耐力上主要な部分以外の部分であって、天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものを除く。以下「壁等」という。）との間に、六センチメートル以上の隙間（当該隙間の全部又は一部に相互に応力を伝えない部分を設ける場合にあっては、当該部分は隙間とみなす。以下同じ。）を設けること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との隙間を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

十一　建築物の屋外に面する天井は、風圧により脱落することがないように取り付けること。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに定める構造方法とする場合には、適用しない。

一　次のイからニまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とすること。この場合において、吊り材、斜め部材その他の天井材は釣合い良く配置することとし、吊り材を支持構造部に取り付ける場合にあっては、支持構造部は十分な剛性及び強度を有するものとしなければならない。

イ　天井面構成部材の各部分が、地震の震動により生ずる力を構造耐力上有効に当該天井面構成部材の他の部分に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

ロ　天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に、天井を設ける階に応じて次の表に掲げる水平震度以上の数値を乗じて得られた水平方向の地震力（計算しようとする方向の柱の相互の間隔が十五メートルを超える場合にあっては、当該水平方向の地震力に加えて、天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に数値が一以上の鉛直震度を乗じて得られた鉛直方向の地震力）により天井に生ずる力が当該天井の許容耐力（繰り返し載荷試験その他の試験又は計算によって確認した損傷耐力（天井材の損傷又は接合部分の滑り若しくは外れが生ずる力に対する耐力をいう。）に三分の二以下の数値を乗じた値をいう。）を超えないことを確かめること。

	天井を設ける階	水平震度
(一)	0.3（2N＋1）を超えない整数に一を加えた階から最上階までの階	2.2rZ
(二)	(一)及び(三)以外の階	1.3rZ
(三)	0.11（2N＋1）を超えない整数の階から最下階までの階	〇・五